

# アテネジン<sup>®</sup>50・アテネジン<sup>®</sup>100・アテネジン<sup>®</sup>細粒10% 適正使用のお願い

医師、薬剤師、医療関係者の皆様

2009年2月

製造販売元

鶴原製薬株式会社

大阪府池田市豊島北1丁目16番1号

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、インフルエンザ感染の拡大がみられるとともに、オセルタミビルリン酸塩耐性インフルエンザウイルスに関する情報もあり、アマンタジン塩酸塩製剤（商品名：アテネジン50/アテネジン100/アテネジン細粒10%）の処方機会も増えることが予想されます。因果関係は不明ではあるものの、アマンタジン塩酸塩製剤服用後に異常行動等の精神神経症状を発現した症例が報告されています。小児・未成年者につきましては、異常行動による転落等の万が一の事故を防止するため、予防的な対応として患者様・ご家族に対して以下の点をご説明くださいますようお願い申し上げます。

本剤による治療が開始された後は、

① “異常行動”の発現のおそれがあること

② 自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮すること

インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状があらわれるとの報告があるので、上記と同様の配慮が必要であること

なお、患者様・ご家族への説明用資料として、「アテネジンを服用される患者様・ご家族・周囲の方々へのお願い」をご用意しております。ご必要の際は、弊社MR又は下記の資料請求先にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

謹白

## アテネジン<sup>®</sup> <効能又は効果に関連する使用上の注意>

「A型インフルエンザウイルス感染症」に本剤を用いる場合

1. 本剤は、医師が特に必要と判断した場合にのみ投与すること。例えば、以下の場合に投与を考慮することが望ましい。  
A型インフルエンザウイルス感染症に罹患した場合に、症状も重く死亡率が高いと考えられる者（高齢者、免疫不全状態の患者等）及びそのような患者に接する医療従事者等。
2. 本剤を治療に用いる場合は、抗ウイルス薬の投与が全てのA型インフルエンザウイルス感染症の治療に必須ではないことを踏まえ、本剤の使用の必要性を慎重に検討すること。
3. 本剤を予防に用いる場合は、ワクチン療法を補完するものであることを考慮し、下記の場合にのみ用いること。
  - ワクチンの入手が困難な場合
  - ワクチン接種が禁忌の場合
  - ワクチン接種後抗体を獲得するまでの期間
4. 本剤はA型以外のインフルエンザウイルス感染症には効果がない。

【資料請求先】

鶴原製薬株式会社 医薬情報部

〒563-0036 大阪府池田市豊島北1丁目16番1号